

### 別添 3 個人情報保護のための体制等について

本調査においては、図 1 に示す体制により個人情報を管理する。

環境省の監督の下、環境省の業務を請負う事業者（A社）に個人情報管理者を置き、当該管理者において、個人情報の管理を一元的に行う。

調査対象候補者に関する情報（図 1 ）については、住民基本台帳法に基づき、環境省が地方公共団体の長へ情報の提供を依頼する。地方公共団体の長は依頼を受けて、個人情報保護条例等に基づき、調査対象候補者の情報（氏名、住所、生年月日及び性別）を環境省へ提供する。

調査対象者に関する情報（図 1 ）については、分担研究者（屋外濃度・個人曝露量推計）と曝露推計に必要な個人情報を共同利用する。共同して利用する範囲等の詳細は、表 1 のとおりである。

なお、請負者からの外部委託については、合理的であると認められる場合（発送業務、質問票回答の入力、医学的検査、環境測定）に限り、認めるものとする。

調査に必要な範囲で個人情報を外部委託又は共同利用することについては、説明と同意の際に文書で説明するとともに、ホームページ、フリーダイヤルを利用して再委託又は共同利用する項目等の詳細について調査対象者が容易に知り得る状態とする。

請負者及び外部委託業者については、個人情報を取り扱うため、日本工業規格「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム」に適合した個人情報管理又は同等以上の個人情報管理が可能である事業者を選定する。また、管理システムの内部、外部監査を定期的に行い、個人情報の漏洩、紛失等の防止に対処する。

各調査における具体的な情報の取扱いについては、以下のとおりとする。

#### 質問票調査

個人を特定できる情報の記載のある原資料及び入力データについては、個人を特定できる情報の漏洩を防止するため、入室制限を設ける執務室内のみにおいて作業を実施するとともに、管理するにあたっては、鍵のかかる書庫やPCケース等の中で管理、保管することとする。

具体的には、回収した健康に関する調査票は、個人情報保護管理者の管理の下、同意書部分である質問票の表紙と質問票部分である 2 ページ目以降の双方に管理番号を付した上でこれらを物理的に分離し、質問票部分については個人を特定できる情報が含まれないよう管理する。

一方、同意書部分については、個人を特定できる情報が含まれるため、データの入力作業は、外部と物理的な伝送経路が繋がっている環境とは切り離して行うこととし、不当なアクセスから防護するため、パスワード等によるアクセス制限を設けた専用のパソコン環境で行うこととする。

また、共同利用者等との個人情報の受渡しについては、原則として、直接携行によるか、又は、個人情報保護の契約を結んだ運送業者を利用することとし、電子媒体の場合は、パスワードの設定及び暗号化を行うこととする。

## 曝露評価

曝露評価にあたっては、分担研究者（屋外濃度・個人曝露量推計）は、調査対象者から回答のあった同意書又は地方公共団体から提供を受けた住民基本台帳より得た氏名及び住所に関する情報のみを共同して利用し、住所から居住地の緯度経度を算出して個人曝露の評価に用いる。

## 気管支喘息の症例対照研究（ステージ2及び環境測定）

医学的検査を外部に委託する場合には、本人確認に必要な氏名、住所、生年月日及び性別に関する情報を検査機関に提供する。

環境測定を外部に委託する場合には、本人との連絡に必要な氏名、住所及び電話番号に関する情報を測定業者に提供する。

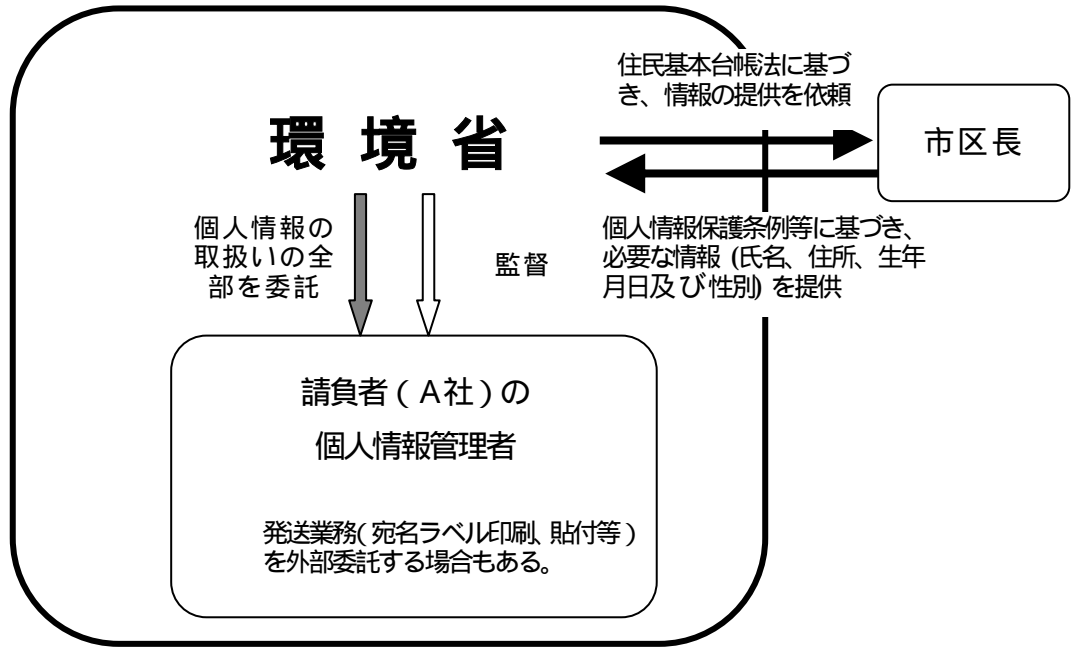
その他、取扱いの詳細については、別途検討する。

## 慢性閉塞性肺疾患（COPD）に関する研究

肺機能検査を実施するにあたり、本人確認に必要な氏名、住所、生年月日及び性別に関する情報を検査機関に提供する。

その他、取扱いの詳細については、別途検討する。

調査対象候補者に関する情報



調査対象者（同意者）に関する情報

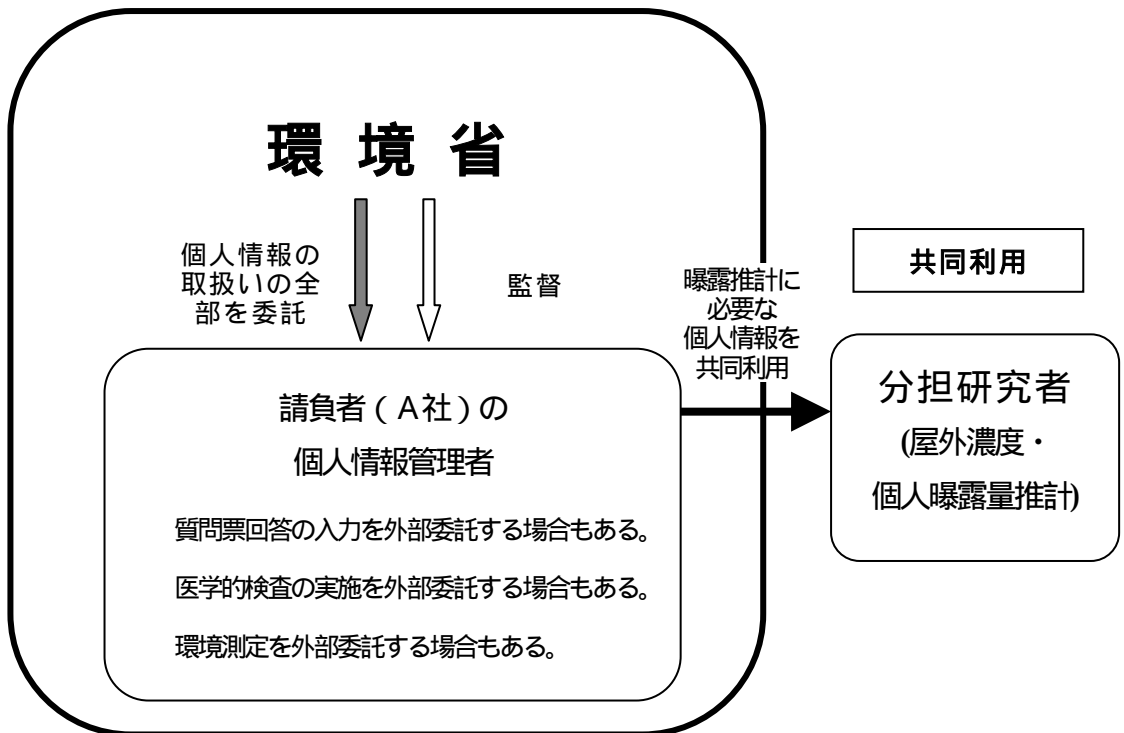


図1 個人情報保護のための体制

表1 個人情報のご共同利用について

共同利用する事業者の範囲	請負者（A社）と 分担研究者（屋外濃度・ 個人曝露量推計）
共同利用する項目	氏名、住所
共同利用の目的	曝露濃度推計のため
共同利用責任者	請負者（A社）

請負者（A社）は、環境省から事業を請負う業者が決定した後、事業者名を記載する予定

## 個人情報保護に係るシステム図案（質問票調査）

- 個人情報を取り扱うため、「JISQ15001」に適合した個人情報管理又は同等以上の個人情報管理が可能である請負者及び外部委託業者を選定する。また、管理システムの内部、外部監査を定期的に行い、個人情報の漏洩、紛失等の防止に対処する。

